

諮問日：令和3年10月6日（令和3年度（最情）諮問第35号）

答申日：令和4年3月23日（令和3年度（最情）答申第54号）

件名：量刑分布グラフの一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「量刑分布グラフ（74期導入修習で使用したもの）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「第74期導入AB共通 刑事弁護演習3 参考資料（量刑分布AないしE）」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年9月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書は、第74期司法修習の導入修習で使用された参考資料である。
- 2 本件対象文書のうち、本文を公にすると、事前に演習課題の傾向が明らかになり、これによって、当該情報に接していない修習生との間で不公平が生じるおそれがある。また、処断罪以外の検索条件及び検索結果の情報を公にすると、司法修習生や今後司法修習生として採用される者（以下「司法修習生等」とい

う。)が当該情報に接した場合、当該司法修習生等が、本件対象文書に記載された検索条件について、具体的な事案を離れて強盗致傷罪における量刑因子として決定的なものであるかのように誤解することで、修習の質を低下させ、修習の目的を達成できなくなるおそれもある。

- 3 以上から、本件対象文書には、公にすると司法修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、同情報は法5条6号に定める不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年10月6日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年1月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年2月18日 審議
- ⑤ 同年3月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、処断罪が強盗致傷である場合の量刑分布が記載されている文書であること、また、本件不開示部分には、資料部分を除く頭書部分に具体的な演習課題や当該資料の取扱指示が記載され、資料部分に個別具体的な項目による検索条件及びその設定に応じた検索結果として判決における量刑の結果及びこれに基づく量刑分布グラフが記載されていることが認められる。

そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件対象文書は、第74期司法修習の導入修習で使用された参考資料であるとのことであり、当委員会庶務を通じて確認したところ、本件対象文書は、第74期司法修習生の導入修習における刑事弁護演習において、当該演習用の事件記録とともにその事件記録に応じた参考資料として用いられたことが認められる。本件不開示部分の記

載内容に加え、本件対象文書の利用のされ方を踏まえて検討すれば、本件不開示部分を公にすると、事前に演習課題の傾向が明らかになり、これによって、本件不開示部分に記載された情報に接した司法修習生等と接していない司法修習生等との間で不公平が生じるおそれがあり、また、司法修習生等が当該情報に接した場合、当該司法修習生等が本件対象文書に記載された検索条件について、具体的な事案を離れて強盗致傷罪における量刑因子として決定的なものであるかのように誤解することで、修習の質を低下させ、修習の目的を達成できなくなるおそれもあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子